

熊本県高齢者虐待対応ハンドブック



©2010 熊本県くまモン

令和7年(2025年)12月
熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症施策・地域ケア推進課

～目 次～

No.	内容	頁
1	高齢者虐待対応と養護者支援に関するマニュアル	2
2	高齢者虐待防止法上の市町村の役割	5
3	養介護施設従事者等による虐待対応における県と市町村とのやりとり	7
4	法第 22 条第 1 項に基づく県への報告様式 (11 頁に虐待の程度（深刻度）計測フローを掲載)	8
5	本県が実施する高齢者権利擁護関係研修	12
6	関係機関一覧	13

本県では、県内市町村、地域包括支援センターの皆さまが高齢者虐待対応の実務に役立てることのできるツールとして、平成 22 年度に「熊本県高齢者虐待対応ハンドブック」を作成しました。

「〇〇について知りたい場合どのマニュアルを参照すれば良いのか？」

「通報、虐待があった場合の県とのやり取りの方法や様式は？」

「県主催の高齢者権利擁護の研修にはどのようなものがあるのか？」

このような内容を中心にコンパクトにまとめていますので、ぜひご活用ください。

1 高齢者虐待対応と養護者支援に関するマニュアル

高齢者虐待対応と養護者支援についての主なマニュアルとしては、次の2つがあります。

（1）国マニュアル

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
(令和7年3月 厚生労働省老健局)

法制度や虐待対応の基本的な考え方等について記載

（2）（社）日本社会福祉士会（現：（公社）日本社会福祉士会）マニュアル

- ①「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」（平成23年3月）
- ②「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」（平成24年3月）

虐待対応の流れや留意点等について記載

（1）国マニュアル

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
(令和7年3月 厚生労働省老健局)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001452977.pdf>

こんなことが知りたいときに	項目
<ul style="list-style-type: none">・高齢者虐待とは？（定義）・養介護施設（従事者）とは？・65歳以上の障がい者への虐待対応は？・DV法の対象となるケースは？・セルフネグレクトへの対応は？・65歳未満の者への虐待対応は？・高齢者虐待の具体的な（行為の）例は？	I 高齢者虐待防止の基本
<ul style="list-style-type: none">・虐待対応等に必要な組織体制は？・地域包括支援センターへの委託の根拠や委託可能な範囲の事務内容は？・リスク要因のある家庭や養護者の支援は？・高齢者虐待が疑われるサインの例は？・虐待対応の各段階の目的と留意点は？・虐待対応の対応手順は？	II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）

こんなことが知りたいときに	項目
<ul style="list-style-type: none"> ・介入拒否時の対応のポイントは？ ・緊急性が高いと判断されるケースは？ ・養護者との分離の手段の例や根拠は？ ・成年後見制度の活用や市町村長申立ての流れは？ 	II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）
<ul style="list-style-type: none"> ・指定権限者別の対応フローは？ ・高齢者の居所と家族の住所地が違うときは？ ・事実確認の方法は？ ・事実確認の際の調査項目や留意点は？ ・老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使は？ ・養介護施設等への指導文書例や改善計画例は？ ・身体拘束に対する考え方は？ ・高齢者虐待防止に向けた養介護施設等における対策は？ 	III 養介護施設従事者等による虐待への対応

（2）（社）日本社会福祉士会（現：（公社）日本社会福祉士会）マニュアル

①「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」（平成23年3月）

- | | |
|-----|---|
| 手引き | https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/documents/01.pdf |
| 帳票 | https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/yougosha2.3.xls |

②「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」（平成24年3月）

- | | |
|-----|--|
| 手引き | https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/documents/03.pdf |
| 帳票 | https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/jyujisha1.2.doc
https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/jyujisha1.2.xls |

実際に虐待対応が必要な場面では、本手引きに沿って進めるとともに、帳票を活用することにより、初任者の方も適切に、漏れなく対応することができます。

虐待対応の各段階において、個々の対応の法的根拠や具体的な対応例、Q & A等が豊富に掲載されていますので参照してください。

また、本手引きと帳票を活用した研修として、県と（一社）熊本県社会福祉士会とが共催で「高齢者虐待対応現任者標準研修」を実施しています。この研修の受講により、虐待対応の流れや帳票の活用方法が習得できますので、ぜひ受講してください。

※その他、参考となる手引き

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束ゼロへの手引き」

(令和7年3月 厚生労働省老健局)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>

高齢者の尊厳を損なう不当な身体拘束は、施設だけでなく、当該高齢者の生活する在宅においても確認されている現状を踏まえ、高齢者に対する不当な身体拘束を廃止・防止するべく、介護施設に加えて、在宅における介護事業所と家族等も対象とし、令和5年度老人保健健康増進等事業における「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」及び令和6年度の厚生労働省委託事業「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」で設けた委員会での検討を経て、「身体拘束ゼロへの手引き」を見直し「高齢者虐待対応国マニュアル」の別冊として作成されました。

身体拘束が例外的に身体的虐待に該当しない「緊急やむを得ない場合」の要件及び手続きや、身体拘束をしない工夫などが掲載されています。

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する全国の調査結果では、被虐待高齢者のうち22.0%が「身体拘束あり」でした。

各市町村において、虐待の有無を判断される際や、養介護施設等へ指導・助言を行う際にぜひ参照してください。

あなたの市町村で虐待対応の体制は整備されていますか？

全国、本県とともに、相談・通報件数や虐待判断件数は増加傾向にあり、これまで虐待事案のなかった市町村においても虐待対応が求められる例が生じています。もし相談・通報があった場合は、迅速に初動対応をとる必要がありますので、日頃から研修への参加、マニュアル通読を通じて虐待対応の流れを把握し、庁内の役割分担を決めておく、手引きを活用して帳票を整備しておく等、体制整備に努めてください。

2 高齢者虐待防止法上の市町村の役割

高齢者虐待防止法では、以下について市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

- ・ 高齢者虐待の防止
- ・ 高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護
- ・ 適切な養護者に対する支援

(1) 養護者による高齢者虐待

No.	市町村の役割	条文
1	高齢者や養護者に対する相談、指導、助言	第6条
2	通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議	第9条第1項
3	老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求	第9条第2項 第10条
4	立入調査の実施	第11条
5	立入調査の際の警察署長に対する援助要請	第12条
6	老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限	第13条
7	養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言 その他必要な措置	第14条
8	専門的に従事する職員の確保	第15条
9	関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備	第16条
10	対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知	第18条

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

No.	市町村の役割	条文
1	対応窓口の周知	第21条第5項 第18条
2	通報を受けた場合の事実確認等	
3	養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告	第22条
4	高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使	第24条

(3) 財産上の不当取引による被害防止（第27条）

No.	市町村の役割
1	養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
2	財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

【参考】養護者に対する支援

高齢者虐待防止法では、養護者の負担の軽減を図ること等養護者に対する支援を行うことで、高齢者虐待を防止し、高齢者の権利利益の養護に資することとされています。

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する全国の調査結果では、**養護者による虐待の発生要因のうち虐待者側の要因として「介護疲れ・介護ストレス」が57.2%、被虐待者の状況として「認知症の症状」が58.1%、さらに家庭の要因として「経済的困窮・債務（経済的問題）」が33.5%を占めています。**

養護者による虐待は、複合的な要因により発生するケースも少なくなく、対応に苦慮されることもあるかと思いますが、高齢者虐待対応とともに、養護者支援にも重きを置いて取り組んでいくことが大切です。

以下に養護者支援に活用可能な相談窓口や啓発ツールをご紹介します。

（1）相談窓口等

★認知症に関する相談（無料）

熊本県認知症コールセンター（熊本市中央区上通3-15）

電話番号 096-355-1755

開設日 水曜日を除く毎日（年末年始を除く）

開設時間 午前9時から午後5時まで

★その他の相談窓口（費用その他詳細は各機関のHPを確認してください）

様々な法律問題（例：多重債務、相続等）に関する相談をしたいとき

●熊本県弁護士会

<https://kumaben.or.jp/soudan/>

成年後見制度の利用に関する相談をしたいとき

●（公社）成年後見センター・リーガルサポート熊本支部

<https://lskumamoto.org/>

●（一社）熊本県社会福祉士会ばあとなあ熊本

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seinenkoken/shokai.html>

※上記URLは（公社）日本社会福祉士会のサイトのものです。

（2）認知症に関する啓発ツール（県作成）

●家庭版認知症ケアのポイント集「認知症の人とともに生きる」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/888.html>



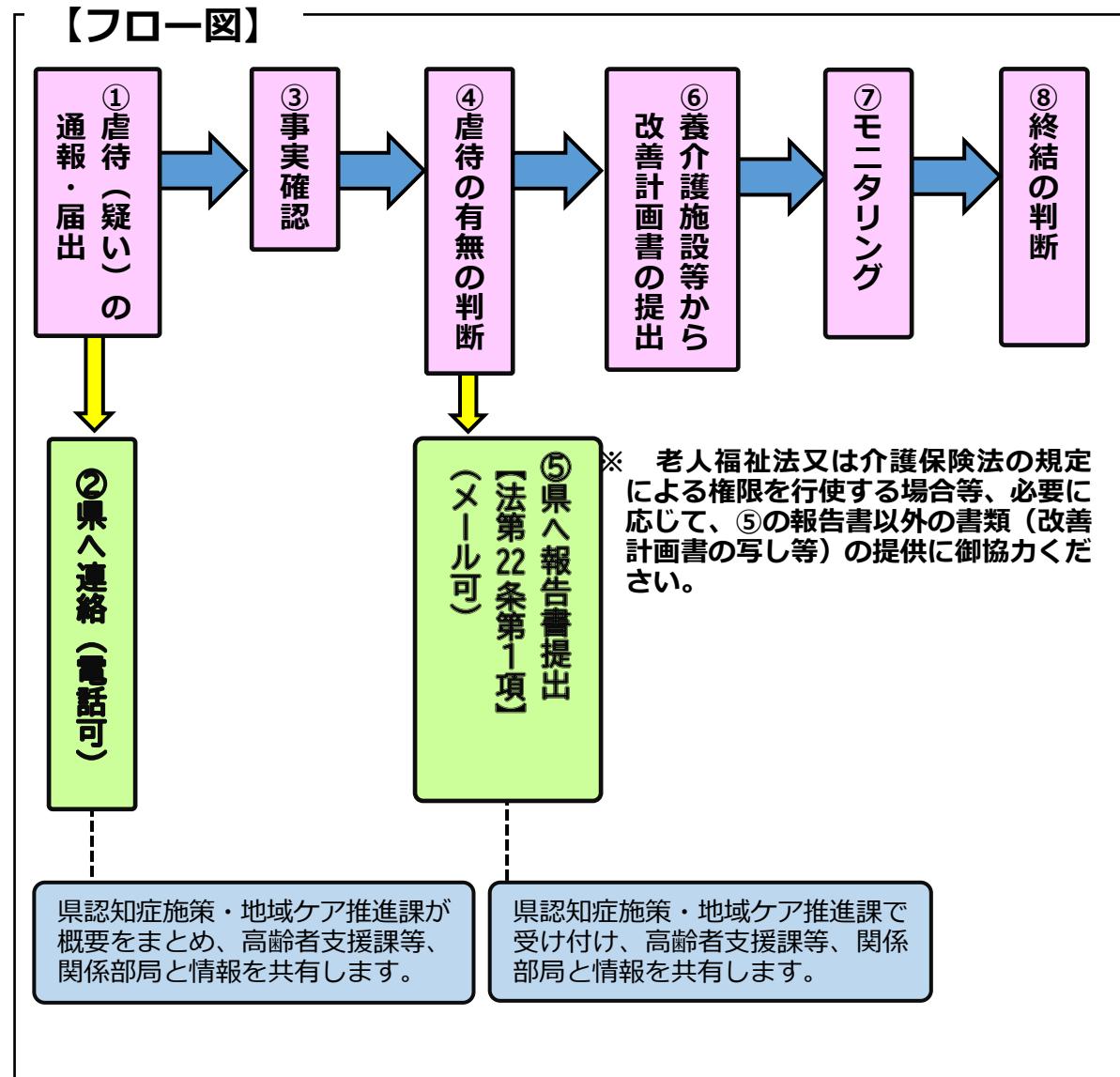
⇒在宅で認知症の方を介護する家族の方向けに、認知症の方へのケアの仕方や相談窓口、利用できるサービスを掲載した冊子です。

●「おやこでまなぶ・みんなで学ぼう認知症」（パンフレット、動画等）

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/131741.html>

⇒多くの方に認知症を正しく理解していただくことを目的とした①パンフレット②動画③認知症クイズ（リーフレット）。①②は小学生向け、一般向けの2種類があります。

3. 養介護施設従事者等による虐待対応における県と市町村とのやりとり



高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合等に県へ報告するよう規定されています（第22条第1項）。

しかしながら、場合によっては、介護保険法や老人福祉法に基づく権限行使を行う必要があることもあるため、本県では、市町村に通報があった段階で県にもお電話で第一報（上図②）を入れていただくようお願いしております。

なお、県への報告は、虐待があったと判断した場合に加え、虐待がなかったと判断した場合や判断ができなかった場合も、次ページの様式により行ってください（上図⑤）。

また、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限行使する場合等に必要になりますので、改善計画書の写し等の提供に御協力ください。

4. 法第22条第1項に基づく県への報告様式（本県独自様式）

年　月　日

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課長様

養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

○○○市町村長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき下記の通り報告する。

1 虐待の有無

	虐待があった		虐待がなかった		判断できなかった
判断の根拠：					
判断をした日	令和　年　月　日				

2 相談・通報

相談・通報受理日	年　月　日（　）		
相談・通報者	a 本人	b 家族、親族	c 当該施設・事業所職員
	d 当該施設・事業所元職員	e 施設・事業所の管理者	
	f 医療機関従事者（医者含）	g 介護支援専門員	h 介護相談員
	i 地域包括支援センター職員	j 社会福祉協議会職員	
	k 国民健康保険団体連合会	l 都道府県から連絡	m 警察
	n その他（　）		o 不明

※該当するものを○で囲む

3 当該施設、事業所の情報

施設・事業所名			
サービスの種類		事業所番号	
住所：	TEL：		
当該施設等に対する過去の指導等 (指導・権限行使・減算・苦情対応等)		あり	なし
「あり」の場合詳細：			

4 事実確認調査状況

事実確認調査日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
被 虐 待 者 情 報 (人数 : 人)				
性別	男 · 女	男 · 女	男 · 女	男 · 女
年齢	歳	歳	歳	歳
要介護区分				
認知症について	あり・自立・不明	あり・自立・不明	あり・自立・不明	あり・自立・不明
日常生活自立度				
心身の状況				
虐 待 者 情 報				
氏名				
性別	男 · 女	男 · 女	男 · 女	男 · 女
生年月日				
年齢	歳	歳	歳	歳
職種				
資格、職名等				

※職種が「介護職員」の場合、介護福祉士、介護初任者研修または無資格なのかを記載すること

5 虐待の内容

虐 待 の 種 別				
身体的虐待 · 心理的虐待 · 介護世話の放棄放任 · 性的虐待 · 経済的虐待				
身体拘束	有 · 無	身体拘束の内容 :		
被虐待者の死亡	有 · 無	虐待との関連 :		
虐待の具体的な内容				
虐待の発生要因				
虐待の深刻度 (4区分選択)		□ 1 (軽 度) 医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態		
		□ 2 (中 度) 権利侵害行為が繰り返されている、高齢者的心身への被害・影響や生活に支障が生じている		
		□ 3 (重 度) 権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態		
		□ 4 (最重度) 権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態		

6 市町村が行った対応

老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応	<input type="checkbox"/> 施設に対する指導（一般指導）
	<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出依頼 ※依頼文発出日：令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 虐待を行った養介護施設従事者等への注意・指導
	実施した場合の対応開始期日：
介護保険法の規定に基づく権限行使	<input type="checkbox"/> 報告徴収、質問、立入検査
	<input type="checkbox"/> 改善勧告
	<input type="checkbox"/> 改善勧告に従わない場合の公表
	<input type="checkbox"/> 改善命令
	<input type="checkbox"/> 指定効力の全部又は一部停止
	<input type="checkbox"/> 指定取り消し
	<input type="checkbox"/> 現在対応中
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	権限行使開始期日：
老人福祉法の規定に基づく権限の行使	<input type="checkbox"/> 報告徴収、質問、立入検査
	<input type="checkbox"/> 改善命令
	<input type="checkbox"/> 事業の制限、停止、廃止
	<input type="checkbox"/> 認可取り消し
	<input type="checkbox"/> 現在対応中
	<input type="checkbox"/> その他 ()
権限行使開始期日：	

※□をいれる

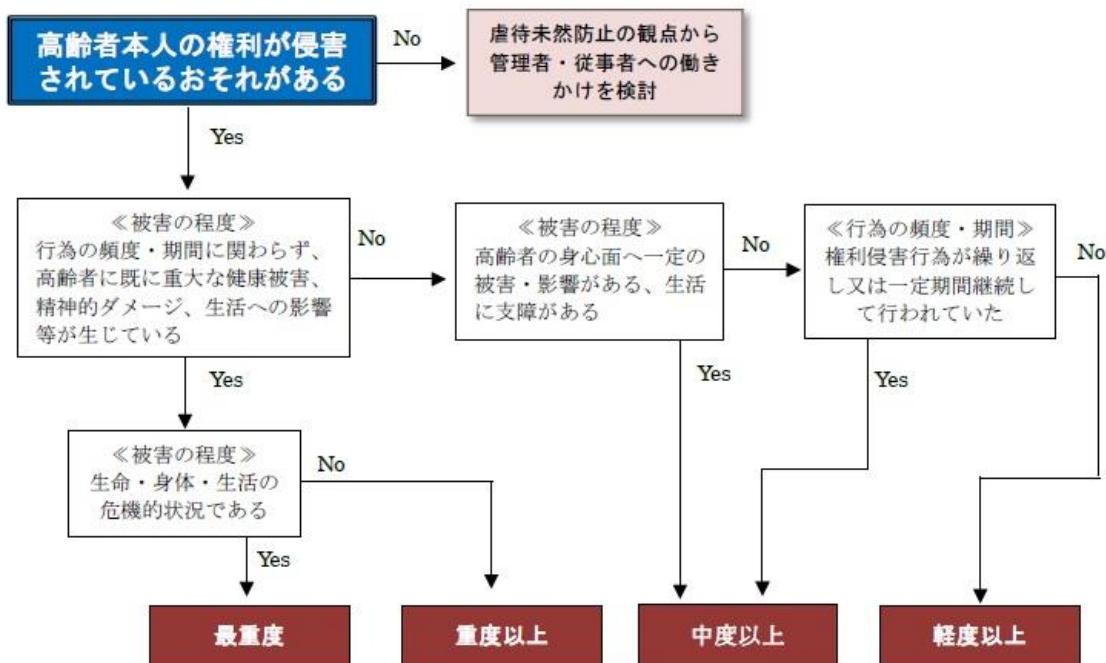
7 虐待を行った養介護施設等において、改善措置が行われている場合にはその内容

<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出	提出日：
<input type="checkbox"/> 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	対応日：
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

※□をいれる

担当者	市町村名		所 属	
	職 氏 名		連絡先	

参考 施設従事者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー



深刻度区分の例

	最重度	重度以上	中度以上	軽度以上
区分の考え方	生命的の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返され、高齢者の心身への被害・影響や生活面で支障が出ており複数の利用者に対する権利侵害行為がある	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命的の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首縊め、搔さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命的の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、火傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、要件を満たさない身体拘束が複数名又は繰り返し行われている等	無理やりケアをしたり、行動を制限している、乱暴な対応や扱い、威嚇的行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、不適切な服薬管理等	必要なケアの放置が繰り返し発生している、繰り返しの受傷を放置、複数の利用者へのケアが不十分な状態等	本人の状態像を無視したケア、職員の都合に合わせたケアがなされている、ケアが不十分な状態、ナースコール等の機器が使えない状態
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	特定の職員に対して怯えている表情や態度がみられる、恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返されている、複数の利用者に対して同様の行為がある	子ども扱いしたり暴言や威圧的な言葉掛け・態度、高齢者の自立・生活意欲を阻害するケアが行われている
性的	望まない性行為、性感染症に至る、等	わいせつな動画の視聴強要、ベッドでの添い寝などの行為を強要される、入浴時の写真や動画撮影等	性的な言葉掛け、必要以上の接触、態度、が繰り返されている、複数利用者に対して同様の行為がある	プライバシーを無視した言葉掛け、下着のまま放置したりドアを開けたままでの排泄介助などの行為がある
経済	預貯金や財産等の搾取等により本人の生活が危機的状況にある	預貯金や財産等の搾取等により本人の生活に重大な支障が生じている	管理していた預貯金から不正に金銭を搾取、財布やキャッシュカードを窃盗	本人の了承なく年金や預金、財産等を管理されている

出典：令和3年度「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」記入要領

※ 従来の5区分から4区分に見直されたもの（虐待による被害の程度とともに、虐待行為の反復性や継続期間等も勘案して判断する形式となった）。

5 本県が実施する高齢者権利擁護関係研修

本県では、高齢者の権利擁護に係る各種研修を実施しています。

市町村・地域包括支援センターの職員の皆さんにおかれましては、①の研修を積極的に受講していただくとともに、管内の養介護施設等（特に虐待が発生した養介護施設等）に対し、②の研修受講を勧奨してください。

«①市町村・地域包括支援センター職員向け»

※ [] 内は例年の開催時期であり、変更する可能性があります。

高齢者権利擁護基礎研修 【6月】

目的：高齢者虐待防止法や成年後見制度等、高齢者権利擁護に関する基礎的な知識の修得を図る。

高齢者虐待対応現任者標準研修 ※従事者、養護者各3日間【7月～11月】

目的：日本社会福祉会が開発したプログラムと研修教材を用いて高齢者虐待への具体的な対応方法を修得する。（県社会福祉士会との共催）

市町村職員等高齢者権利擁護対応力向上研修 【1～2月】

目的：高齢者権利擁護に係る知識の修得や具体的な事例の検討を通じ、市町村等職員の対応力向上を図り、高齢者虐待の未然防止に繋げる。

高齢者権利擁護事例研修 【1～2月】

目的：高齢者虐待に係る事例のうち、支援が困難なものへの対応について、グループワーク形式で検討することにより、対応技術の向上を図る。

- ★ 市町村向けの事業として、高齢者虐待対応に係る市町村からの相談・質問に対し、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）が訪問又はオンラインにより市町村の会議等に参加し、回答や助言を行う「高齢者虐待困難事例に対する相談体制整備事業」も実施しています。

«②養介護施設等向け»

※ [] 内は例年の開催時期であり、変更する可能性があります。

有料老人ホーム等研修（施設長等研修）【8～9月頃】

対象：有料老人ホーム等の施設長及び従事者

目的：高齢者虐待防止法の趣旨や身体拘束廃止の推進等、利用者の権利擁護の視点に立った介護と認知症の基礎的な事項への理解を推進する。

権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）※2日間【9月、11月】

対象：介護施設等の施設長、介護主任等、施設等内で指導的立場にある方

目的：講義・演習・自施設等実習等を通じて、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

看護実務者研修 ※2日間 【10月、12月】

対象：介護施設等で保健医療サービス及び福祉サービスを提供する看護職員

目的：講義・演習等を通じて、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術等を修得させる。

- ★ 介護施設等向けの事業として、「認知症介護の質の向上支援事業」として、認知症介護指導者のうち「マッパー」という資格を有する講師を介護施設等に派遣して、客観的な評価をした上で助言を行う「認知症ケア・マッピング」も実施しています。

6. 関係機関一覧 (県担当課は背表紙に記載)

(1) 市町村

(令和7年4月1日現在)

市町村名	担当課	TEL
熊本市	高齢福祉課	096-328-2963
八代市	高齢者支援課	0965-33-4436
人吉市	高齢者支援課	0966-22-2111
荒尾市	保険介護課(介護保険)	0968-63-1418
水俣市	いきいき健康課	0966-63-3051
玉名市	高齢介護課	0968-75-1339
山鹿市	長寿支援課	0968-43-1180
菊池市	高齢支援課	0968-25-7216
宇土市	高齢者支援課	0964-27-3320
上天草市	高齢者ふれあい課	0969-28-3378
宇城市	高齢介護課	0964-32-1406
阿蘇市	ほけん課	0967-22-3145
天草市	高齢者支援課	0969-24-8806
合志市	高齢者支援課	096-248-1126
美里町	福祉課	0964-47-1116
玉東町	福祉課	0968-85-3136
南関町	健康推進課	0968-57-9760
長洲町	福祉保健介護課	0968-78-3135
和水町	福祉課	0968-86-5724
大津町	介護保険課	096-293-0770
菊陽町	介護保険課	096-232-2366
南小国町	福祉課	0967-42-1117
小国町	福祉課	0967-46-2116
産山村	健康福祉課	0967-25-2212
高森町	健康推進課	0967-62-2911

(令和7年4月1日現在)

市町村名	担当課	TEL
西原村	住民福祉課(高齢者福祉)	096-279-3113
南阿蘇村	健康推進課	0967-67-2704
御船町	福祉課	096-282-2911
嘉島町	福祉課	096-237-2576
益城町	福祉課(高齢者福祉)	096-234-6113
甲佐町	福祉課	096-234-1114
山都町	福祉課	0967-72-1229
氷川町	福祉課	0965-52-5852
芦北町	福祉課	0966-83-9667
津奈木町	ほけん福祉課	0966-78-5555
錦町	保険政策課	0966-38-1113
多良木町	福祉課	0966-42-1255
湯前町	保健福祉課	0966-43-4112
水上村	保健福祉課	0966-44-0313
相良村	保健福祉課	0966-35-1032
五木村	保健福祉課	0966-37-2214
山江村	健康福祉課	0966-22-2232
球磨村	保健福祉課	0966-32-1112
あさぎり町	高齢福祉課	0966-45-7215
苓北町	福祉保健課	0969-35-1263

(2) 地域包括支援センター

(令和7年4月1日時点)

団域	No.	市町村	名称（下段は通称）	所在地	電話	ファクシミリ	開設者	開設年月日	担当校区
1	熊本市	熊本市中央 1 地域包括支援センター		〒860-0004	096-319-0222	096-319-5222	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	H18.4.1	壱川 城東 慶徳 一新 五福
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本中央		熊本市中央区新町4丁目1-26					
2	熊本市	熊本市中央 2 地域包括支援センター		〒860-0811	096-221-3242	096-221-3282	一般社団法人 熊本市医師会	H18.4.1	向山 本荘 春竹
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 本荘		熊本市中央区本荘4丁目1-3					
3	熊本市	熊本市中央 3 地域包括支援センター		〒860-0853	096-243-2233	096-243-2232	社会福祉法人 リデルライト ホーム	H18.4.1	碩台 黒髪
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 子飼		熊本市中央区西子飼町8-18 RIX Bambino 1階					
4	熊本市	熊本市中央 4 地域包括支援センター		〒862-0971	096-327-9327	096-327-9325	特定非営利活動法人おー さま	R6.4.1	白川 大江 白山
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天神		熊本市中央区大江5丁目5-28 阿部ビル1階103					
5	熊本市	熊本市中央 5 地域包括支援センター		〒862-0941	096-362-0065	096-362-0070	医療法人社団 藤榮会	H18.4.1	出水 出水南 砂取
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 水前寺		熊本市中央区出水1丁目4-21 1階					
6	熊本市	熊本市中央 6 地域包括支援センター		〒862-0926	096-241-0230	096-241-0232	一般財団法人 杏仁会	H18.4.1	託麻原 帶山 滝山西
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 帯山		熊本市中央区保田窪1丁目1-33第2大田ビル1階					
7	熊本市	熊本市東1地域包括支援センター		〒862-0913	096-377-8056	096-377-8057	医療法人 堀尾会	H18.4.1	尾ノ上 山ノ内 東町 健軍東 月出
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 尾ノ上		熊本市東区尾ノ上1丁目14-27					
8	熊本市	熊本市東2地域包括支援センター		〒862-0925	096-387-8201	096-387-8202	医療法人社団 鶴友会	H18.4.1	西原 託麻西
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 保田窪		熊本市東区保田窪木町10-114ガラフイ-保田窪IF					
9	熊本市	熊本市東3地域包括支援センター		〒861-8043	096-282-8249	096-282-8259	医療法人 成仁会	H18.4.1	託麻東 託麻北 託麻南 長嶺
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 託麻		熊本市東区戸島西2丁目6-132					
10	熊本市	熊本市東4地域包括支援センター		〒862-0955	096-214-6888	096-214-6889	医療法人 清和会	H18.4.1	画団 健軍 泉ヶ丘
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 江津湖		熊本市東区神水本町25-25					
11	熊本市	熊本市東5地域包括支援センター		〒861-2118	096-360-5550	096-360-5100	医療法人 桜十字	H24.4.1	秋津 若葉 桜木 桜木東
		熊本市高齢者支援センターささえりあ あさひば		熊本市東区花立2丁目4-5花立ビルズ1F					
12	熊本市	熊本市西1地域包括支援センター		〒860-0066	096-329-6743	096-223-8841	社会福祉法人 真光会	H18.4.1	高橋 池上 城山
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 三和		熊本市西区城山下4丁目10-16B号室					
13	熊本市	熊本市西2地域包括支援センター		〒860-8515	096-311-5311	096-326-0026	医療法人 金澤会	H18.4.1	城西 花園 池田
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 井芹		熊本市西区島崎2丁目11-13					
14	熊本市	熊本市西3地域包括支援センター		〒860-0047	096-247-6030	096-247-6031	特定非営利活動法人 動法人保健福祉サポート	H18.4.1	古町 春日 白坪
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 花陵		熊本市西区春日6丁目19-2 マーブル春日IF					
15	熊本市	熊本市西4地域包括支援センター		〒861-5343	096-277-2588	096-277-2589	社会福祉法人 駿光会	H18.4.1	芳野 河内
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 金峰		熊本市西区河内町野出1948-1					
16	熊本市	熊本市西5地域包括支援センター		〒861-5287	096-329-2016	096-329-2056	社会福祉法人 諒和会	H18.4.1	小島 中島
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本西		熊本市西区小島8丁目9-13					
17	熊本市	熊本市南1地域包括支援センター		〒861-4147	096-358-5556	096-357-6662	社会福祉法人 和創会	H19.4.1	富合
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 富合		熊本市南区富合町廻江599-4					
18	熊本市	熊本市南2地域包括支援センター		〒862-0965	096-370-5055	096-370-5057	社会福祉法人 健成会	H18.4.1	御幸 田迎西 田迎 田迎南
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 幸田		熊本市南区田井島2丁目9-9 田井島スクエアI					
19	熊本市	熊本市南3地域包括支援センター		〒861-4106	096-358-7222	096-358-2388	医療法人社団 松下会	H18.4.1	城南 川尻 力合 力合西 日吉 日吉東
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本南		熊本市南区南高江6丁目7-35 熊本市南部まちづくりセンター内					
20	熊本市	熊本市南4地域包括支援センター		〒861-4121	096-227-1695	096-227-6477	医療法人 むすびの森	H18.4.1	飽田東 飽田南 飽田西
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 飽田		熊本市南区会富町1333-1 熊本市飽田まちづくりセンター内					
21	熊本市	熊本市南5地域包括支援センター		〒861-4126	096-223-2660	096-223-2670	社会福祉法人 寿量会	H30.4.1	中緑 錦塘 奥古闘 川口
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明		熊本市南区錦塘2138-2					
22	熊本市	熊本市南6地域包括支援センター		〒861-4202	096-28-1131	096-28-8732	社会福祉法人 恵春会	H30.4.1	杉上 喜庄 豊田
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 城南		熊本市南区城南町宮地1050 熊本市城南まちづくりセンター内					
23	熊本市	熊本市北1地域包括支援センター		〒861-0132	096-272-6914	096-288-3637	社会福祉法人 泰斗	R6.4.1	植木 田山 田原 菱形 桜井 山
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 植木		熊本市北区植木町植木555					
24	熊本市	熊本市北2地域包括支援センター		〒861-5521	096-275-6355	096-275-6389	医療法人 室原会	H18.4.1	川上 西里 北部東
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 北部		熊本市北区鹿子木町66 熊本市北部まちづくりセンター内					
25	熊本市	熊本市北3地域包括支援センター		〒860-0084	096-343-0170	096-346-1156	社会医療法人 寿量会	H18.4.1	清水 高平台
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 清水・高平		熊本市北区山室6丁目8-2					
26	熊本市	熊本市北4地域包括支援センター		〒861-8075	096-288-4800	096-288-4801	社会福祉法人 愛光会	H18.4.1	城北 麻生田
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 新地		熊本市北区清水新地2丁目19-24					
27	熊本市	熊本市北5地域包括支援センター		〒861-8001	096-339-8130	096-339-8191	医療法人 田中会	H18.4.1	龍田 龍田西 武藏 弓削 榆木
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 武藏塚		熊本市北区武藏ヶ丘1丁目9-1 1F					

圏域	No.	市町村	名称	所在地	電話	ファクシミリ	開設者	開設年月日	担当区域
宇城	28	宇土市	宇土市地域包括支援センター	〒869-0421 宇土市南段原町164-5	0964-24-1555	0964-24-1556	社会福祉法人 白日会	H18.7.1	宇土市全域
	29	宇城市	宇城市地域包括支援センター	〒869-0524 宇城市松橋町豊福1786番地（松橋老人福祉センター内）	0964-25-2015	0964-32-6455	社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会	H18.4.1	宇城市全域
	30	美里町	美里町地域包括支援センター	〒861-4732 下益城郡美里町三和420 (美里町役場跡用庁舎内)	0964-47-7005	0964-47-0073	社会福祉法人 美里町社会福祉協議会	H18.4.1	美里町全域
	31	荒尾市	荒尾市地域包括支援センター	〒864-8686 荒尾市宮内出目390（荒尾市役所内）	0968-63-1177	0968-63-1210	荒尾市	H18.4.1	荒尾市全域
	32	玉名市	玉名市包括支援センター	〒865-0016 玉名市岩崎88-4 (玉名市福祉センター内)	0968-71-0285	0968-71-0360	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会	H18.4.1	玉名市全域
	33	玉東町	玉東町地域包括支援センター	〒869-0303 玉名郡玉東町大字木葉759	0968-85-6242	0968-85-3166	玉東町	H18.4.1	玉東町全域
有明	34	和水町	和水町地域包括支援センター	〒865-0192 玉名郡和水町江田3886	0968-86-5724	0968-86-4660	和水町	H18.4.1	和水町全域
	35	南関町	南関町地域包括支援センター	〒861-0898 玉名郡南関町大字関町64 (南関町役場内)	0968-69-9760	0968-53-3617	南関町	H18.4.1	南関町全域
	36	長洲町	長洲町地域包括支援センター	〒869-0123 玉名郡長洲町大字長洲2766 (長洲町役場内)	0968-78-3114	0968-78-3118	社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会	H18.4.1	長洲町全域
	37	山鹿市	山鹿市地域包括支援センター	〒861-0531 山鹿市中578 (山鹿健康福祉センター内)	0968-43-1077	0968-43-1164	山鹿市	H18.4.1	山鹿市全域
	38	菊池市	菊池市地域包括支援センター	〒861-1392 菊池市隈府888	0968-25-7216	0968-25-1522	菊池市	H18.4.1	菊池市全域
	39	合志市	合志市地域包括支援センター	〒861-1195 合志市竹迫2140	096-248-1126	096-247-6300	合志市	H18.4.1	合志市全域
菊池	40	大津町	大津町地域包括支援センター	〒869-1292 菊池郡大津町大字大津1233	096-292-0770	096-292-1234	大津町	H18.4.1	大津町全域
	41	菊陽町	菊陽町地域包括支援センター	〒869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800	096-232-2366	096-232-6676	菊陽町	H18.4.1	菊陽町全域
	42	阿蘇市	阿蘇市地域包括支援センター	〒869-2301 阿蘇市内牧976-2	0967-32-5122	0967-32-5125	社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会	H25.4.1	阿蘇市全域
	43	南小国町	南小国町地域包括支援センター	〒869-2401 阿蘇郡南小国町大字赤馬場143 (南小国町役場内)	0967-25-6877	0967-42-1122	南小国町	H18.4.1	南小国町全域
	44	小国町	小国町地域包括支援センター	〒869-2501 阿蘇郡小国町大字宮原1567-1	0967-46-2116	0967-48-5323	小国町	H18.4.1	小国町全域
	45	産山村	産山村地域包括支援センター	〒869-2703 阿蘇郡産山村大字山鹿488-3 (健康福祉課内)	0967-25-2212	0967-25-2864	産山村	H18.4.1	産山村全域
阿蘇	46	高森町	高森町地域包括支援センター	〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168 (高森町役場内)	0967-62-2055	0967-62-1174	高森町	H18.4.1	高森町全域
	47	南阿蘇村	南阿蘇村地域包括支援センター	〒869-1404 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705-1 (南阿蘇村役場内)	0967-67-2709	0967-67-2095	南阿蘇村	R7.4.1	南阿蘇村全域
	48	西原村	にしはら地域包括支援センター	〒861-2402 阿蘇郡西原村大字小森3259	096-279-4111	096-279-4111	社会福祉法人 西原村社会福祉協議会	H27.4.1	西原村全域
	49	御船町	御船町地域包括支援センター	〒861-3296 上益城郡御船町大字御船995-1	096-282-2911	096-282-1171	御船町	H18.4.1	御船町全域
	50	嘉島町	嘉島町地域包括支援センター	〒861-3106 上益城郡嘉島町上島551 (嘉島町福祉センター1F)	096-237-2981	096-237-3508	社会福祉法人 嘉島町社会福祉協議会	H18.4.1	嘉島町全域
	51	益城町	益城町東部圏域地域包括支援センター (こころねっと 東部)	〒861-2241 上益城郡益城町宮園1139-1	096-289-0099	096-289-0015	医療法人 成仁会	H30.4.1	東部圏域 (木山中学校区)
上益城	52	益城町	益城町西部圏域地域包括支援センター (こころねっと 西部)	〒861-2233 上益城郡益城町惣領1440-10ルミナ スマンション1F	096-285-4822	096-285-4824	社会福祉法人 慈光会	H28.4.1	西部圏域 (益城中学校区)
	53	甲佐町	甲佐町地域包括支援センター	〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内719番地4	096-234-1114	096-234-3964	甲佐町	H18.4.1	甲佐町全域
	54	山都町	山都町地域包括支援センター	〒861-3592 上益城郡山都町浜町6	0967-72-1677	0967-72-1066	山都町	H18.4.1	山都町全域

固 域	No.	市町村	名称	所在地	電話	ファクシミリ	開設者	開設年月日	担当区域
八 代	55	八代市	八代市第1地域包括支援センターふるさと	〒869-4202 八代市鏡町内田742-2	0965-53-2601	0965-52-5353	社会福祉法人 至誠会	H19.4.1	鏡、東陽、泉
	56	八代市	八代市第2地域包括支援センターやまびこ	〒866-0824 八代市上日置町2345	0965-30-8071	0965-30-8072	社会福祉法人 郷寿会	H19.4.1	太田郷、昭和 龍峯、千丁
	57	八代市	八代市第3地域包括支援センターだいち	〒866-0011 八代市井揚町3100番地	0965-45-5568	0965-45-5570	社会福祉法人 しらめい会	H31.1.1	松高、八千把
	58	八代市	八代市第4地域包括支援センターしおかぜ	〒866-0022 八代市郡築一番町180-1	0965-37-3337	0965-37-3717	医療法人ジ 才会	H19.4.1	代陽、八代 麦島、郡築
	59	八代市	八代市第5地域包括支援センターくまがわ	〒866-0081 八代市植柳上町683-1	0965-35-1111	0965-35-1112	社会福祉法人 権現福祉会	H19.4.1	植柳、高田、 金剛、宮地
	60	八代市	八代市第6地域包括支援センターおれんじ	〒869-5141 八代市日奈久塩南町146-7	0965-38-3373	0965-38-3380	社会福祉法人 敬愛会	H19.4.1	日奈久 二見 坂本
	61	氷川町	氷川町地域包括支援センター	〒869-4814 八代郡氷川町島地651番地 (氷川町竜北福祉センター内)	0965-52-5335	0965-52-6658	社会福祉法人 氷川町社会福 祉協議会	H18.4.1	氷川町全域
芦 北	62	水俣市	水俣市地域包括支援センター	〒867-0005 水俣市牧ノ内3-1(水俣市総合もやい 直しセンターもやい館1F)	0966-62-3030	0966-63-3570	社会福祉法人 水俣市社会福 祉協議会	H18.4.1	水俣市全域
	63	芦北町	芦北町地域包括支援センター	〒869-5563 葦北郡芦北町大字湯浦1439-1(芦北町 もやい直しセンターきずな里)	0966-86-2270	0966-86-2260	社会福祉法人 芦北町社会福 祉協議会	H18.4.1	芦北町全域
	64	津奈木町	津奈木町地域包括支援センター	〒869-5604 葦北郡津奈木町大字小津奈木2123 (農業就業改善センター)	0966-78-5333	0966-61-2941	社会福祉法人 津奈木町社会 福祉協議会	H27.4.1	津奈木町 全域
球 磨	65	人吉市	人吉市地域包括支援センター	〒868-0072 人吉市西閣下町41-1	0966-24-9193	0966-25-1117	社会福祉法人 人吉市社会福 祉協議会	R2.4.1	人吉市全域
	66	錦町	錦町地域包括支援センター	〒868-0302 球磨郡錦町一武1587	0966-38-4020	0966-38-4451	錦町	H18.4.1	錦町全域
	67	あさぎり町	あさぎり町地域包括支援センター	〒868-0408 球磨郡あさぎり町免田東字久鹿1199 番地	0966-45-7231	0966-49-9535	あさぎり町	H18.4.1	あさぎり町 全域
	68	多良木町 湯前町 水上村	上球磨地域包括支援センター	〒868-0501 球磨郡多良木町大字多良木4210番地 (球磨郡公立多良木病院本館3F)	0966-42-6006	0966-42-6008	球磨郡公立多 良木病院企業 団	H18.4.1	多良木町 湯前町 水上村
	69	相良村	相良村地域包括支援センター	〒868-0094 球磨郡相良村大字深水2500-1	0966-35-1144	0966-35-0893	社会福祉法人 相良村社会福 祉協議会	H21.4.1	相良村全域
	70	五木村	五木村地域包括支援センター	〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7	0966-37-2214	0966-37-2215	五木村	H18.4.1	五木村全域
	71	山江村	山江村地域包括支援センター	〒868-8502 球磨郡山江村大字山田甲1356-1	0966-23-2232	0966-24-5669	山江村	H18.4.1	山江村全域
	72	球磨村	球磨村地域包括支援センター	〒869-6401 球磨郡球磨村大字渡内1730 (球磨村役場)	0966-32-1112	0966-32-1230	球磨村	H18.4.1	球磨村全域
	73	天草市	天草東地域包括支援センターあじさい	〒861-6303 天草市柄木町馬場179	0969-66-2266	0969-66-2267	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会	H21.4.1	本渡東、有 明、御所浦、 倉岳、柄木
	74	天草市	天草牛深地域包括支援センターすいせん	〒863-1901 天草市牛深町2286-103	0969-72-1133	0969-72-1132	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会	H21.4.1	牛深東、牛深西 牛深南 天草町大江向
天 草	75	天草市	天草西地域包括支援センターさざんか	〒863-1215 天草市河浦町白木河内223-12	0969-76-1611	0969-76-1612	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会	H21.4.1	天草(大江向 除く)、河浦
	76	天草市	天草南地域包括支援センターうぐいす	〒863-0046 天草市亀場町食場854-1	0969-24-4115	0969-24-4116	一般社団法人 天草都市医師 会	H21.4.1	本渡稜南 新和
	77	天草市	天草北地域包括支援センターきずな	〒863-2201 天草市五和町御領9133	0969-32-2115	0969-32-2199	医療法人 一陽会	H21.4.1	佐伊津町 旭町 五和町
	78	天草市	天草中央地域包括支援センターなでしこ	〒863-0012 天草市今金町3412-6	0969-66-9300	0969-66-9301	医療法人社団 永寿会	H21.4.1	本渡北(佐伊津・ 旭町を除く)本渡 南・本町
	79	上天草市	上天草市地域包括支援センター	〒861-6192 上天草市松島町合津7915-1	0969-28-3378	0969-56-0747	上天草市	H18.4.1	上天草市 全域
	80	苓北町	苓北町地域包括支援センター	〒863-2503 天草郡苓北町志岐660	0969-35-1289	0969-25-3022	社会福祉法人 苓北町社会福 祉協議会	R2.4.1	苓北町全域

(3) 熊本県警察署

所属名	郵便番号	住所	電話番号
熊本県警察本部	〒862-8610	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-381-0110
熊本中央警察署	〒860-0843	熊本市中央区草葉町5番13号	096-323-0110
熊本南警察署	〒860-0824	熊本市南区十津寺3丁目3番28号	096-326-0110
熊本東警察署	〒862-8510	熊本市東区東町3丁目10番1号	096-368-0110
熊本北合志警察署	〒861-5514	熊本市北区飛田4丁目10番19号	096-341-0110
玉名警察署	〒865-0016	熊本県玉名市岩崎51番地	0968-74-0110
荒尾警察署	〒864-0027	熊本県荒尾市蔵満1863番地2	0968-68-5110
山鹿警察署	〒861-0512	熊本県山鹿市泉町102番地	0968-44-0110
菊池警察署	〒861-1331	熊本県菊池市隈府790番地	0968-24-0110
大津警察署	〒869-1235	熊本県菊池郡大津町室676番地	096-294-0110
小国警察署	〒869-2501	熊本県阿蘇郡小国町宮原1806番地	0967-46-2110
阿蘇警察署	〒869-2225	熊本県阿蘇市黒川1306番地1	0967-35-5110
高森警察署	〒869-1602	熊本県阿蘇郡高森町高森1432番地	0967-62-0110
御船警察署	〒861-3206	熊本県上益城郡御船町辺田見406番地4	096-282-1110
山都警察署	〒861-3512	熊本県上益城郡山都町下馬尾414番地5	0967-72-0110
宇城警察署	〒869-0532	熊本県宇城市松橋町久具359番地2	0964-33-0110
八代警察署	〒866-0863	熊本県八代市西松江城町11番40号	0965-33-0110
芦北警察署	〒869-5461	熊本県葦北郡芦北町芦北2784番地4	0966-82-3110
水俣警察署	〒867-0003	熊本県水俣市ひばりヶ丘3番1号	0966-62-0110
人吉警察署	〒868-0072	熊本県人吉市西間下町1014番地	0966-24-4110
多良木警察署	〒868-0501	熊本県球磨郡多良木町多良木3094番地1	0966-42-4110
天草警察署	〒863-0013	熊本県天草市今釜新町3530番地	0969-24-0110
上天草警察署	〒869-3603	熊本県上天草市大矢野町中11582番地3	0964-56-0110
牛深警察署	〒863-1902	熊本県天草市久玉町5705番地4	0969-73-2110

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症施策・地域ケア推進課
認知症施策推進班
〒862-8570
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL 096-333-2216